

## 愛知県福祉サービス第三者評価推進センター委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福祉サービス第三者評価推進事業の推進のために愛知県福祉サービス第三者評価推進センター（以下「愛知県推進センター」という。）に設置する第三者評価機関認証委員会（以下「認証委員会」という。）及び第三者評価基準等委員会（以下「基準等委員会」という。）の職務等について定めるものとする。

### (認証委員会)

第2条 認証委員会は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- 1 福祉サービス第三者評価機関の認証要件及び認証について
- 2 第三者評価事業に関する苦情等への対応について
- 3 第三者評価事業の推進について
- 4 その他、愛知県推進センターの目的達成に必要なこと。

### (基準等委員会)

第3条 基準等委員会は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- 1 福祉サービス第三者評価基準及び第三者評価の手法について
- 2 第三者評価結果の取扱いについて
- 3 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修について
- 4 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発について
- 5 その他、愛知県推進センターの目的達成に必要なこと。

### (作業部会)

第4条 認証委員会及び基準等委員会（以下「各委員会」という。）の職務の具体的な事項の職務遂行のため、必要に応じて各委員会の下に委員及び実務者で構成する作業部会を置くことができるものとする。

### (委員)

第5条 各委員会の委員は、次の各号に定めるところにより、知事が委嘱するものとする。

- 1 社会福祉に関し学識経験を有する者
- 2 福祉サービス利用者を代表する者
- 3 福祉サービス提供者を代表する者
- 4 その他、社会福祉に関する専門的な知識と理解を有している者

### (任期)

第6条 各委員会の委員の任期は次の各号の定めるところによるものとする。

- 1 任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (解嘱)

第7条 知事は、各委員会の委員が心身の故障のため職務を遂行できないと認められるとき、又は、委員に職務上の義務違反その他委員に適しない非行があると認められるときは、各委員会の報告に基づいて、これを解嘱できるものとする。

### (委員長等)

第8条 各委員会の委員長等については、次の各号の定めるところによるものとする。

- 1 各委員会には、委員長及び副委員長を各1名ずつ置くものとし、委員長及び副委員長は委員の互選によって選出するものとする。
- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 各委員会の会議等については、次の各号の定めるところによるものとする。

- 1 各委員会は、委員長が招集する。
- 2 各委員会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
- 3 各委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによるものとする。

(正副委員長会議)

第10条 各委員会の委員長及び副委員長で構成する正副委員長会議を必要に応じて開催することができる。

(守秘義務)

第11条 各委員会の委員又は委員の職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(業務の報告)

第12条 各委員会は、委員会の業務の状況及びその成果について、定期的に愛知県推進センターに報告するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ別に定めるものとする。

附則

平成17年4月1日からの委員の任期については、第6第1項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成25年3月14日に施行し、平成24年4月1日から適用する。